

裁 決 書



審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

上記審査請求人から平成24年4月20日付けで提起された上記処分庁の保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、[REDACTED] 付けで行った生活保護法に基づく保護申請却下処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

請求人は以前勤めていた会社を退職し、その収入は最低生活費を下回るため、保護申請却下処分について、その取消しを求めるというものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) [redacted]、[redacted] (以下 [redacted] という。)は、請求人、
[redacted] 及び [redacted] (以下「請求人世帯」という。)を含む [redacted]
[redacted] で処分庁に生活保護を申請していること。

申請時には、[redacted] 一人での保護適用を期待する意思を示していたこと。

(2) [redacted]、[redacted] は処分庁に請求人の就労収入額を記載した収入
申告書を提出していること。収入申告書には、●月分 [redacted] 円、●
●月分 [redacted] 円、●月分 [redacted] 円と記載され、挙証資料
として [redacted]、[redacted] 及び [redacted] の給与明細書 (控) の写しが提出
されていること。

(3) あわせて請求人の転職先の会社名や住所などが記載され「[redacted]～[redacted]
円」と記載されたメモが提出されていること。

(4) [redacted]、処分庁の担当者が請求人宅を訪問し、[redacted] 及び [redacted]
[redacted] と面接し、生活実態を調査していること。この調査等により [redacted] の生
活実態について以下のとおり確認していること。

[redacted] と請求人世帯は同一建物に居住している。[redacted] は、2世帯住宅として
分かれているものではなく一般的な民家の一室を占有しており、生活上必要
な台所、風呂、トイレ、洗面所は一時的に利用させてもらっている。

土地建物は [redacted] : [redacted] が [redacted] に [redacted] に売却する形で所有権
を移転したもので、[redacted] の [redacted] に、請求人世帯が転入した。

[redacted] の生活費は [redacted] 自らの預貯金から捻出し、光熱水費も請求額の3分の
1を [redacted] が負担している。[redacted] が使用する食材は自身で購入し、自ら調理し
て食べている。食材の保存は請求人世帯の冷蔵庫を借りている。また、トイ
レットペーパーなどの共有品は使用する程度の分を [redacted] が買い足しており、
洗濯機は [redacted] と請求人世帯それぞれが所持している。

戸籍上、住民票上は別世帯となっている。

健康保険及び税法上、[redacted] は請求人世帯から扶養は受けていない。

(5) 処分庁は、[redacted] にケース診断会議を開催し、世帯認定に
ついての検討を実施していること。会議では、[redacted] を単身世帯として取り扱
うことは不相当である、また、[redacted] と請求人世帯は世帯分離の要件には該当
しない、との結論を出していること。

(6) 処分庁は、[REDACTED]にケース診断会議を開催し、本件処分についての検討を実施していること。会議では、請求人世帯と[REDACTED]は同一世帯であり、また、世帯分離の要件には当たらないこと、請求人の就労収入等により保護の要否を判定すると収入が最低生活費を上回ること、請求人がローン付き住宅を保有していることを理由に保護申請を却下するとの結論を出していること。

(7) 処分庁は、[REDACTED]付けて[REDACTED]あてに生活保護却下通知書を発行していること。

(8) 本件処分の決定通知に記載された却下の理由は以下のとおりであること。

ア 世帯の認定について

生活保護制度での世帯とは住民票上の世帯では無く、主に同一居住、同一生計、親族関係の有無・濃密性等の観点から判断される。[REDACTED]は、生活実態が別であるという主張ではあるものの、一軒家で生活する者達がそれぞれ絶対的扶養義務関係にある場合、たとえば親と子の関係において、子が援助しないからという理由若しくは生計が別であるという主張により親だけを保護するということは世帯を単位する原則から大きく外れる。よって、[REDACTED]と請求人世帯を同一世帯と認定する。

世帯分離については、生活保護制度では同一世帯中のある世帯員を世帯分離するかは限定された要件があり、[REDACTED]と請求人世帯は要件に合致せず、世帯分離は認められない。

イ 生活保護の要否判定について

上記世帯認定に基づき、世帯の最低生活費（[REDACTED]円）と世帯の収入額合計（[REDACTED]円）を比較し、保護を要しない状態である。

ウ ローン付き住宅について

ローン付き住宅に入居している世帯からの保護申請について、最低生活に不足する分を補う性質の生活保護費が結果としてローンの返済という資産形成になってしまう事から原則として保護を適用すべきでないとされている。よって、却下の判定になる。

(9) [REDACTED]、処分庁は、[REDACTED]あてに生活保護却下通知書を郵送し

ていること。

- (10) 処分庁は、XXXXXXXXXX付けの弁明書において次のとおり主張していること。

本件審査請求は、処分庁の行った生活保護却下処分の内容の一部について不当を訴えるものである。本件処分については、調査により同一世帯であるという実態を確認し、厚生労働省社会・援護局長通知第1-2等を参考に世帯分離要件に当たらないと判断した。

また、提出された収入申告書及び挙証資料により保護の要否を判定し、世帯の収入が最低生活費を上回っていた。

さらに、審査請求人世帯はローン付き住宅を保有していることから、厚生労働省社会・援護局保護課長通知第3の14により、保護要件を欠いている。

以上3点の理由により却下を行ったものである。

よって、本件処分は適正に行われたもので、違法や不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却すべきと考える。

- (11) 請求人からは反論書の提出がなかったこと。

2 判断

- (1) 生活保護法（以下「法」という。）は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（法第1条）。また、法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないと規定している（法第3条）。

そして、法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている（法第4条第1項）。ただし、急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことを妨げるものではないとしている。（法第4条第2項）。

また、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものとされている。さらに、この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必

要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないと規定されている(法第8条)。

(2) この規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めるとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)により、保護の実施要領を定めている。これにより、法において保障されるべき最低生活費が要保護世帯各々について具体的に算定され、また、これにより算定された最低生活費と要保護世帯の収入充当額とを対比して、保護の要否及び程度が判断される。そして、最低生活費のうち、世帯の収入で充足することのできない不足分について、保護が行われることとなるものである。

(3) 法第10条は「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と「世帯単位の原則」を定めている。これは、各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、したがって、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからである。

また、「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしているとされている。

(4) 次官通知第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」と定めているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であることから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとされている。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととされている。

(5) 保護の実施は世帯を単位として行うのが原則であるが、法第10条但し書

きは、「これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めており、局長通知第1-2及び5において世帯分離できる場合が定められている。また、世帯分離ができる場合については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問1-38の回答において、実施要領で定められる場合に限られるとされており、局長通知第1-2及び5に定められた場合以外は認められない。

(6) 保護の開始決定に当たって、保護が必要かの判断は、次官通知第10において、世帯につき認定した最低生活費と認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定するとされている。

(7) 収入額の把握については、次官通知第8-1-(1)において要保護者が保護の開始の申請をしたときには収入に関する申告を求めている。また、次官通知第8-1-(3)において、申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせることとされており、これらの事項を証明すべき資料があれば提出をさせることとされている。

さらに、次官通知第8-1-(4)において、収入認定に当っては、要保護者からの申告によるほか、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況をはじめ、その世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている。

また、次官通知第8-2には収入充当額の認定の方法が示されている。収入充当額は、月額により認定することとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により認定することとされている。

(8) ローン付き住宅保有者からの保護申請の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）の問第3の14において、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではないとされている。

一方、問答集問3-9においては、一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローン支払いの繰り延べ

が行われている場合、又はローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、ローン付き住宅の保有を認めて保護を適用しうることとされている。

(9) 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

ア 世帯の認定について

前記第2-2-(3)、(4)のとおり、「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して認定するものとされており、その認定は、同一居住、居住者相互の関係、消費財の共同購入、戸籍の記載等の事実関係の把握に基づいて行うものとされている。

①まず同一居住については、前記第2-1-(4)の調査のとおり、2世帯住宅として分かれたものではない。②次に、居住者相互の関係については、**■**及び請求人世帯は、請求人世帯が当該土地建物を購入した後も**■**を居住させ続けていることから居住者相互の関係は希薄とは言えない。また、**■**
■ ③次に消費財の共同購入については、生活費は**■**が自らの預貯金から捻出し、また、光熱水費や消費材の費用も分担して負担をしているが、家財や消費財の一部は共同使用がなされており、生計の同一性が無いとは認められない。④戸籍については**■**と請求人世帯は別となっているが、上記①、②及び③により処分庁が**■**及び請求人世帯を同一世帯として認定したことには違法又は不当な点は認められない。

また、上記第2-2-(5)のとおり、世帯単位での保護によりがたい場合は世帯分離という方法が認められている。しかし、世帯分離できるのは局長通知第1-2及び5に定められた場合以外には無く、**■**及び請求人世帯については世帯分離の要件には該当しない。

以上のとおり、処分庁の行った世帯認定については違法又は不当な点は認められない。

イ 生活保護の要否判定について

(ア) 最低生活費の計上

■の級地は**■**であり、居宅基準生活費第1類（世帯員単位の生活費用）は、申請時の年齢から**■**

■に世帯員が**■**以

上であるため [] を乗じ、 [] 円である。また同第2類（家具什器や光熱水費等の世帯単位の費用）は、 [] のため [] 円である。また、養育している子供の人数及び年齢から児童養育加算として [] 円が計上される。その他として、医療費（直近の平均額） [] 円、介護保険料 [] 円、後期高齢者医療保険料 [] 円、市県民税 [] 円、固定資産税 [] 円及び国民健康保険税 [] 円が計上される。以上より処分庁は、世帯の最低生活費を [] 円と認定している。しかし、世帯には [] がいることから、教育扶助（一般基準、学級費、給食費）として [] 円が計上可能であるため、世帯の最低生活費は [] 円と認定するべきである。

（イ）収入充当額の認定

処分庁は、 [] より提出された収入申告書及び挙証資料等により、請求人の [] 月分から [] 月分までの就労収入から控除額及び保護の要否判定に用いる基礎控除額の70%を差し引いた額の平均額 [] 円及び子ども手当 [] 円の計 [] 円を収入充当額と認定している。

請求人は、審査請求書において以前勤めていた会社を退職し、その収入は最低生活費を下回るとしている。一方、処分庁は弁明書において、請求人から転職先の給与明細書の提出は無かったが、住所や会社名などが記載され「 [] ~ [] 」と記述されたメモが提出されたことにより、転職先においても転職前と同程度の収入が見込まれると判断したとしている。

上記第2-2-(7)のとおり、収入認定に当たっては、収入をほぼ確実に推定できないときは前3箇月程度における収入額を標準として定めた額により認定することとされており、就労収入は前3箇月の平均で認定することが認められている。しかしながら、その前提となる収入の把握については、要保護者からの申告を前提としつつも、保護の実施機関においても綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等、収入源について直接に把握することが求められている。

処分庁は、請求人の転職時期や転職後の就労状況、転職先の給与支給日等について確認をしないまま、請求人の転職先の住所、会社名及び「 [] ~ [] 」と記載されたメモだけを根拠として、前の就労先の [] 月分から [] 月分の給与の平均額に基づいた収入認定をしている。 [] 月 [] 日の生活保護申請時点では、収入認定に用いた [] 月分までの給与が支給された期日から少なくとも2か月程度の期間が経過していること、また、一般に転職の際には、前の就労先の退職日から新たな就労先の就職日の間に不就労の期間が生じた

り、給与支給日が変わったりすることなどにより、収入状況が不安定になることが推測されること考慮すると、処分庁は、収入認定の前提となる収入の調査の実施が不十分であったと言わざるをえない。

(ウ) 保護の要否判定

処分庁の行った保護の要否判定は、上記(ア)のとおり誤った最低生活費と、上記(イ)のとおり、不十分な調査に基づいて認定した収入額との対比によって行われたものであり、取り消しを免れないものである。処分庁は、 及び請求人世帯の資産の状況、生活歴、就労や就学の状況等を綿密に調査したうえで、世帯の最低生活費と収入を適切に認定し、保護の要否を判定するべきである。

ウ ローン付き住宅について

上記第2-2-(8)のとおり、ローン付き住宅に入居している世帯からの保護申請については、課長通知において、原則として保護を適用すべきでないとしつつ、問答集問3-9において、ローン支払の繰り延べをしている等の場合には、保有を認めて保護を適用して差し支えないこととしている。また、法第4条第3項は、資産の活用などの保護の要件は、急迫した事由がある場合に必要な保護を行うことを妨げるものではないとしている。

このことから、ローン付き住宅の保有を理由とした保護却下処分は、世帯の具体的な生活実態を確認したうえで、ローン付き住宅の保有を容認する可能性や、 及び請求人世帯の急迫性の有無についての十分な検討を経たうえで行われるべきである。

処分庁は課長通知に基づいて保護を却下すると判断しているが、その判断にあたり、必要な検討が十分になされているとは認めがたい。

(10) 以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成24年 6月 7日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

